最終更新日：2016年7月7日
木村化工機株式会社
代表取締役社長 小林　康眞
問合せ先：総務部06（6488）2501
証券コード：6378
http://www.kcpc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業価値および株主共同利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。
当社は、平成28年６月24日開催の第69期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
・取締役会は、経営執行および監督の最高機関であり、その機能の確保のため原則として毎月１回開催しております。
・ 監査等委員会は、独立の機関として取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査等を行います。このため、監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に基づく監査方針および監査計画に従って活動をしております。
・ 併せて、当社は社外取締役による監査・監督機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コード【補充原則１－２(４)】議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳
当社では、書面投票制度により株主様が容易に議決権を行使しうる体制を整えており、現状において株主様に格別のご不便をおかけしていることはないと考えております。電子投票制度を採用する場合は、一定のコスト増も見込まれ、費用対効果の面から、その採否は慎重に検討しております。
また、招集通知の英訳につきましては、現在実施しておりませんが、株主における海外投資家比率の推移を踏まえ、検討してまいります。

コード【補充原則１－２(５)】実質株主の議決権行使
当社では、株主総会において議決権の行使が可能な株主は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を行使しうる株主としております。したがいまして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合においては、これを認めておりません。ただし、今後必要があれば検討すべき課題と認識しております。

コード【補充原則４－８(１)】独立社外者の情報交換・認識共有
当社の独立社外取締役は、取締役会において、その出身分野における豊富な知識および経験に基づき必要な発言をしています。つきましては、取締役会における議論を通じて情報交換・認識共有は図られていると認識しており、独立社外者のみを構成員とする会合は特に開催しておりませんが、独立社外取締役と常勤の監査等委員である取締役とで構成される会合を開催しております。

コード【補充原則４－８(２)】筆頭独立社外取締役
独立社外取締役と経営陣との連絡・調整については取締役管理部門長を窓口として、また監査等委員である取締役または監査等委員会との連携・調整については常勤の監査等委員である取締役をそれぞれ当社の窓口とする体制とし、必要かつ十分な体制であると評価しております。つきましては、現時点では筆頭独立社外取締役を決定する必要はないと判断しております。

コード【補充原則４－10(１)】独立社外取締役の適切な関与・助言
当社は監査等委員会設置会社でありますが、独立社外取締役が取締役会の過半数には達しておりません。
取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き、および取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きに関し、当社では、【原則３－１】の「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き」および同コード「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き」に定めた方針等に基づき、独立社外取締役も出席する取締役会ですべて決定しており、当該取締役会にて独立社外取締役から適切な関与・助言を得ていると評価しております。
つきましては、現時点では指名委員会、報酬委員会等の任意の諮問委員会は設置を予定しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コード【原則１－４】いわゆる政策保有株式
１．政策保有株式の保有方針
当社は、純投資目的以外の保有目的であり、当該会社との関係維持等のため、および当該会社株式を保有することが当社の企業価値向上、および中長期的な発展に資すると認められる場合に、政策的に当該会社株式を保有することができる方針としております。
また、その保有の効果を個別銘柄ごとに定期的に検討のうえ保有継続の是非を決め、定例の取締役会において報告を行います。

２．議決権行使の基準
いわゆる政策保有株式に係る議決権行使については、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断してまいります。
なお、株主価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる議案に対しては、肯定的な判断を行いません。

コード【原則１－７】関連当事者間の取引
当社では、会社と取締役との取引については、その取引内容・金額等にかかわらず、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を要することを取締役会規則に定め、運用しております。

コード【原則３－１】会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の企業理念および行動指針につきましては、当社のホームページ（http://www.kcpc.co.jp/aboutus/idea/）をご覧ください。

平成28年度から平成30年度までの第11次中期経営計画の概要は以下のとおりです。
(1)スローガン
「新たな飛躍に向け基盤の強化」
(2)数値目標
売上200億円、経常利益10億円を従業員400名程度で恒常的に達成すること
(3)目標達成に向けた取組み
営業・技術・組織の各基盤の一層の強化を行い、それらの基礎となる「技術のキムラ」「品質のキムラ」「人材のキムラ」「組織のキムラ」「安全のキムラ」を総称した「キムラブランド」を確立させ、企業価値の向上を目指す

コード【原則３－１】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当該項目につきましては、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」のとおりです。

コード【原則３－１】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
１．取締役に対する報酬決定に関する方針、手続き
当社では、当社の持続的な成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を、各役位に応じて定められる固定額の基本報酬と各事業年度の業績に応じて定められる業績連動報酬とから構成しております。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会でご承認いただいた範囲内で、上記の方針に基づき、独立社外取締役が出席する取締役会において審議し、取締役会の決議により決定しております。
なお、業績連動報酬については、一定の支給基準を設定し、その達成状況に応じて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を増減する取扱いを採用しております。
監査等委員である取締役および独立社外取締役に関しては、業務執行を行うものでないことを踏まえ、業績に応じた報酬は支給せず、固定額の基本報酬のみとしております。

２．経営幹部に対する報酬決定に関する方針、手続き
上席を含む執行役員および部署長等の経営幹部は、各役位または役位別在任年数に応じて定められる固定額の基本報酬と各事業年度の業績に応じて定められる業績連動報酬とから構成しております。
経営幹部の報酬については、各取締役の審議を経て、社長が決裁することにより決定しております。

コード【原則３－１】取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社では、取締役は、社内および社外ともに国籍、性別を問うことなく、ひろく人格・見識に優れ、遵法精神に富む人物であることを求めています。
そのうえで、社内外からの取締役候補者および経営幹部の選任方針を、次の基準を満たすものとしています。
１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者選任基準
社内外から、以下の基準を満たす人物を選任する。
(1)社内・社外取締役に共通
(ア)人格・見識に優れ、遵法精神に富んでいること
(イ)経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
(ウ)役員定年内規（取締役定年取扱規程）に抵触しないこと
(2)業務執行取締役に特有
(ア)原則として執行役員経験者であること
(イ)豊富な業務上の専門知識および経験を有すること

(3)社外取締役に特有
(ア)出身分野における豊富な知識および経験を有すること
(イ)当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと

2. 監査等委員である取締役候補者選任基準
当社の監査等委員である取締役は、社内外から、以下の基準を満たす人物を選任する。
(1)社内・社外取締役に共通
(ア)人格・見識に優れ、遵法精神に富んでいること
(イ)経営監督の能力に優れていること
(2)社内取締役に特有
(ア)経理知識、リスク管理能力を有し、当社の事業内容に精通していること
(3)社外取締役に特有
(ア)出身分野における豊富な知識および経験を有すること
(イ)当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと

3. 取締役会の構成基準
取締役会の構成基準は以下のとおりとする。
(ア)知識・経験・能力のバランス、多様性および規模も勘案する。
(イ)規模は、定款の定める員数以内とする。
(ウ)独立社外取締役は2名以上とする。

4. 経営幹部候補者選任基準
上席を含む執行役員および部署長等の経営幹部は、上記「1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者選任基準」(1)および(2)に準じて選任する。

上記の方針にて選任された取締役候補者および経営幹部につきましては、独立社外取締役も出席する取締役会に付議し、審議の結果、承認された内容で決定し、このうち取締役候補者について、株主総会に上程することを決議します。
なお、監査等委員である取締役候補者の選任を株主総会に上程する場合には、会社法の定めに基づき、監査等委員会の同意を得ることとします。

コード【原則3－1】取締役・監査役候補者指名の際の選任・指名の説明
取締役候補者の略歴および選任理由について、株主総会参考書類に記載します。

コード【補充原則4－1(1)】経営陣に対する委任範囲の概要
当社の委任については、「業務分掌規則」および「決裁権限規程」にて、個別事項ごとに決裁・承認等の決定機関・決定者の権限を定めております。

コード【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用
当社では、独立社外取締役を2名以上選任することとしております。

コード【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質
当社は、当社の適正なガバナンスを強化・充実するために、当社における社外取締役が、以下のいずれにも該当することなく、独立した存在でなければならないと考えております。
1. 当社およびその子会社(以下「当社グループ」という。)の出身者である者もしくはあった者またはそれらの配偶者もしくは二親等内の親族である者

2. 現事業年度を含む過去10年間において、以下のいずれかの企業等またはその業務執行者に該当する者
(1)当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主またはその業務執行者
(2)当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している企業等またはその業務執行者
(3)当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
＊主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の連結売上高の2%を超えるものをいう。
(4)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
＊多額とは、当社グループから取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に10百万円を超える場合をいう。
(5)当社の法定監査を行う監査法人に属する者
(6)当社グループの業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の他の企業等の業務執行者
(7)上記(1)～(6)のいずれかに掲げる者の配偶者または二親等内の親族である者

3. その他独立した社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

コード【補充原則４－11(1)】取締役会の人員構成および規模に関する考え方
　当社の取締役会の構成基準は、コード【原則３－１】「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き」に記載のとおり。

（参考）コード【原則３－１】「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き」の「３．取締役会の構成基準」
　取締役会の構成基準は以下のとおりとする。
（1）知識・経験・能力のバランス、多様性および規模も勘案する。
（2）規模は、定款の定める員数以内とする。
（3）独立社外取締役は2名以上とする。

コード【補充原則４－11(2)】取締役・監査役の兼任状況の開示
　当社の独立社外取締役を含む取締役に関する上場会社を含む他法人役員等との兼任（兼職）状況につきましては、各段階に分け、以下のとおり毎年開示を行っております。
（1）事業年度末における取締役の重要な兼職状況
　「定時株主総会の招集ご通知」の事業報告、会社役員の状況欄
（2）取締役候補者の兼職状況
　「定時株主総会の招集ご通知」の株主総会参考書類、候補者欄
（3）定時株主総会後の取締役会終了時点での取締役の重要な兼職状況
　有価証券報告書の役員の状況欄

　なお、社外取締役に対しては、毎年１回、決まった時期に兼職状況に関する調査を実施しております。
また、社外取締役以外の取締役が上場会社を含む他法人役員等へ就任または離任する場合は、独立社外取締役も出席する取締役会に付議し、当該兼職による当社役員業務への影響および兼職数等を審議のうえ決定を行います。

コード【補充原則４－11(3)】取締役会全体の実効性評価
　当社の平成27年度の取締役会の実効性につき、以下の事項の分析評価を行い、実効性が確保されていることを確認しました。
（1）取締役会は、経営執行および監督の最高機関であり、その機能確保のため、原則として毎月１回開催し、重要案件を適宜適切に漏れなく審議していること
（2）取締役会決議事項の問題点の整理および経営の迅速な意思決定を図るため、経営会議にて事前審査を行っていること
（3）取締役の取締役会への出席状況
（4）議案の審議を円滑、かつ活発に行うため、取締役会開催日前に資料を配布し、事前の検討時間を十分に確保していること
（5）各担当取締役から業務執行報告を定期的に行い、業務執行状況を監督していること

コード【補充原則４－14(2)】取締役・監査役のトレーニング方針
　当社は、取締役として必要な知識の習得および適切な更新、また各種の情報収集のための研修会等について、会社の斡旋、取締役からの提案・要望等により、必要に応じて参加・開催することとしています。
　こうした研修会等の参加・開催費用は、会社が負担することとしています。

コード【原則５－１】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
　当社は、以下の体制のもと、株主との建設的な対話の促進に向けて取組んでおります。

(1)株主との対話全般を統括し、建設的な対話実現を推進する担当取締役
　取締役管理部門長を指名しております。
(2)対話を補助する有機的な連携のための方策
　株主との対話を補助する有機的な連携として、管理部門長を委員長とし、企画室長、法務室長、総務部長、経理部長、その他委員長の指名する者を委員として構成する委員会を設置しております。同委員会では、株主との対話に関し一定の基準に基づき活動を実施しております。
(3)個別面談以外の対話の手段の充実
　株主を含む投資家に対し平等に情報を伝達するため、金融商品取引法および東京証券取引所の定め等に基づく開示資料の一部および中間報告書・年次報告書、株価情報を当社ホームページに掲載しております。また、株主を含む投資家からの意見等は、電話・FAX・電子メールにて受け付ける体制としております。
(4)株主の意見・懸念を取締役会への適切かつ効果的なフィードバックのための方策
　対話等を通じてお寄せいただいた株主の意見は、上記委員会にて集約のうえ、必要に応じて取締役会に報告することで、情報の共有を図ります。
(5)インサイダー情報の管理に関する方策
　「インサイダー取引防止に関する規則」にしたがい、情報の収集・管理・開示の決定等を行う重要情報管理責任者を設置し、情報管理を徹底するとともに、「情報セキュリティ規程」等にしたがい、情報資産の保護および情報セキュリティレベルの向上に資する従業員教育を行っております。
(6)株主構造の把握に関する取組み
　当社は、定期的に株式名簿管理人から株主情報および統計表を入手し、株主構造の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	997,500	4.84
木村化工機関連グループ持株会	828,947	4.02
株式会社奥村組	719,600	3.49
日本生命保険相互会社	613,000	2.98
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.91
キムラ従業員持株会	550,846	2.67
小林　薫	450,750	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	434,700	2.11
木村孝吉	406,100	1.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,600	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山崎　幹男	その他											
伊藤　哲夫	学者											
田中　圭子	税理士											
淺田　敏一	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山崎　幹男	○	○	兵庫県警察出身。 財団法人 暴力団追放兵庫県民センター講師。	警察出身者として危機管理や企業防衛に関する豊富な経験に基づく高度なリスク管理の視点を当社に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。 また、東京証券取引所の定めにより同氏を独立委員として指定し、同取引所に届け出ております。
伊藤　哲夫	○	○	学校法人近畿大学 原子力研究所所長。 学校法人近畿大学 原子力研究所特任教授。 株式会社ア・アトムテクノル近大代表取締役社長。	研究者としての専門知識と経営者としての豊富な経験を当社に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。 また、東京証券取引所の定めにより同氏を独立委員として指定し、同取引所に届け出ております。
田中　圭子	○	○	田中圭子税理士事務所所長。	税理士としての財務および会計に関する高い専門能力と豊富な経験を当社に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。 また、東京証券取引所の定めにより同氏を独立委員として指定し、同取引所に届け出ております。
淺田　敏一	○	○	淺田敏一法律事務所（現弁護士法人淺田法律事務所）所長。	弁護士としての企業法務に関する高い専門能力と豊富な経験を当社に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。 また、東京証券取引所の定めにより同氏を独立委員として指定し、同取引所に届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

業務監査室の使用人の異動、評価等は監査等委員の意見を尊重したものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。また、監査等委員会の職務を補助する際、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1．内部監査と監査等委員会の連携状況
業務監査室は、監査等委員会の事務局となり、監査等委員会と緊密な連携をとり、監査等委員会を補助します。業務監査室は、内部監査計画を立案し、社長および監査等委員会の承認を受けます。また、監査等委員会に監査結果を報告し、情報・意見交換を行うほか、監査等委員会から要請を受け、代表取締役が必要ありと判断し、その旨の指示をした場合、臨時監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会に報告し、情報・意見交換を行っております。

2．監査等委員会と会計監査の連携状況
監査等委員会と会計監査人とは、定期的に会合を持ち、監査等委員会が、監査方針・監査計画について会計監査人に説明し、会計監査人が、監査等委員会に監査手続・日程に関する会計監査計画および事業年度を通じての会計監査方法とその結果について監査等委員会に説明して、情報・意見交換を行っております。

3．内部監査と会計監査の連携状況
　業務監査室と会計監査人とは、四半期毎に会合を持ち、業務監査室が実施した内部統制の有効性の評価等について、意見交換や情報の共有を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同様。）の業績評価につきましては、一定の基準を設定し、その達成状況をもって各取締役の報酬等を増減する取扱いを採用しております。
　評価基準は、本人の目標管理を基礎として、公正・妥当な評価となるよう各種項目や判定手続を設けております。
　なお、報酬等の総額は、平成28年６月24日開催の第69期定時株主総会決議において決議された支払限度額を上限としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

　定時株主総会招集通知「事業報告」および「有価証券報告書」において、取締役と社外取締役に区分した当期に係る報酬等の総額を開示しております。
　当期に係る報酬等の総額が１億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
　平成27年度中に取締役10名に支払った報酬等の総額は、156百万円でした。
（注）1．取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人支給額は含まれておりません。
　　2．支給額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労金繰入額および役員賞与引当金繰入額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載したコード【原則3－1】「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き」のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役会につきましては、総務部内の取締役会事務局がサポート業務を行っております。また、監査等委員会につきましては、監査等委員会の事務局である業務監査室がサポート業務を行っております。
各事務局は、社外取締役に対し会議の招集通知とともに資料を事前に送付することにより必要な情報を提供しております。さらに、社外取締役は、決算等適時開示情報を含む重要案件については、適宜、担当取締役から事前に資料提供と説明を受けることができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役および取締役会
取締役会は、社外取締役4名を含む14名の取締役によって構成し、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。各取締役は原則として毎月1回開催される取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、リスク管理の状況を検証し、業務執行取締役の執行状況を監督しております。
なお、経営環境の変化に機動的に対応可能な経営体制を構築するために取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年としております。また、コーポレート・ガバナンスの充実および業務執行の監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役4名を東京証券取引所の定めにより独立役員に選任し、同取引所に届け出ております。
前事業年度、取締役会は12回開催いたしました。

2. 監査等委員会および監査等委員
監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役4名によって構成しております。監査等委員は原則として毎月1回開催される監査等委員会に加え、必要に応じて開催する臨時監査等委員会に出席するとともに取締役会にも出席して、取締役の業務執行およびコーポレート・ガバナンスの運営状況等を監査・監督します。また、監査等委員会は、定期的に会計監査人と情報・意見交換を行い、また、監査等委員会の事務局である業務監査室と緊密な連携をとっております。
なお、コンプライアンス経営を強化し、財務報告の適正性と監査等委員会による監査の客観性・中立性を確保するため、社外取締役4名を東京証券取引所の定めにより独立役員として同取引所に届け出ております。また、監査等委員会の職務は、業務監査室が補助しております。

3. 経営会議
経営会議は、取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）および常勤の監査等委員である取締役によって構成されております 。原則として毎月2回開催され、取締役会決議事項以外の事項および取締役会決議事項の事前審査を通じて、経営の迅速な意思決定を図っております。
前事業年度、経営会議は21回開催いたしました。

4. 執行役員制度
執行役員制度は、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として導入しております。執行役員は上席執行役員および執行役員により構成され、取締役会が指定した業務を担当取締役の統括・監督のもとに執行します。提出日現在、執行役員は8名を選任しており、その選任・解任は、取締役会が決定し、任期は最長1年としております。
なお、取締役は、執行役員を兼務いたしません。

5. 業務監査室
業務監査室は、監査等委員会の事務局として監査等委員会の事務を補助するとともに、社内の全部署、全業務について内部監査を行っております。

6. 独立委員会
独立委員会は、当社が定める「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として設置いたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社独立社外取締役および社外有識者（弁護士、学識経験者）によって構成しております。
なお、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」につきましては、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会において、更新案を承認可決いただいております。

7. コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、取締役会直轄の組織として、法務室担当取締役を委員長とし、委員若干名から成る組織です。社内コンプライアンス体制をさらに有効、強固なものとし、法令等順守の企業風土を確固たるものとすることを目的としております。

8. 輸出管理委員会
輸出管理委員会は、取締役会直轄の組織として、法務室担当取締役を委員長とし、委員若干名から成る組織です。当社製品および技術の輸出に関し、上記7. コンプライアンス委員会の設立、運営の趣旨を踏まえ設置、運営し、法令順守の徹底を図ることを目的としております。

9. 情報セキュリティ委員会
情報セキュリティ委員会は、取締役会直轄の組織として、情報システム部担当取締役を委員長とし、委員若干名から成る組織です。当社および取引先の機密情報のセキュリティに万全を期すことを目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実および業務執行の監督機能の強化を図るため、取締役同士が相互に監督するほか、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を具体化・実質化した当社独自の独立性に関する基準を満たす社外役員を独立役員として選任しております。
独立社外取締役は独立した立場でそれぞれの経験および見識に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監督し、専門的立場から意見を表明しております。
また、当社は、監査等委員である取締役の機能を有効に活用し、各種施策を実施しております。監査等委員である取締役は、法令および財務・会計等に関して専門的知見を有し、違法性監査に止まらず、客観的・中立的立場から経営課題全般に亘って妥当性に関する助言、提言を行い、経営監視機能を果たしております。さらに、監査等委員である取締役は、取締役の法令または定款違反等について監査・監督する他、必要に応じて、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等を求めております。
以上により、当社のガバナンスに関する体制は、十分に機能する体制となっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第69期定時株主総会では、総会開催日の17日前に招集通知を発送いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	定時株主総会に関する招集通知および四半期毎に「決算短信」をWEB上で開示し、その他「コーポレート・ガバナンス報告書」、「業務の適正を確保するための体制」、「電子公告」、「中間報告書」・「年次報告書」、「適時開示情報」、「株価情報」等をWEB開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部および経理部にIR担当者を配置してIR活動の充実を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「企業理念」の実現のため、すべてのステークホルダーに対する行動規範として「行動指針」を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1)取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会および経営会議等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
（2)「財務報告に係る内部統制の基本方針」を順守して財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
（3)「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および「反社会的勢力による被害防止規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
（4)コンプライアンス体制をさらに有効・強固なものとするために、コンプライアンス委員会の活動を継続する。
（5)社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1)法令・社内規程に基づき、文書等の保存および管理を行う。
（2)個人情報の管理について、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。
（3)情報管理の状況について、情報セキュリティ委員会にて検証し、必要に応じて改善提案を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1)重要な経営課題については、取締役会規則等の社内規程に基づき、取締役会、経営会議に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。
（2)リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
（3)日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1)取締役会および経営会議を定期的に開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。
（2)社長以下取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する営業会議その他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。
（3)可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

5．次の各項に掲げる体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
5-1　子会社の取締役、使用人（以下、子会社の取締役等という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し当社の担当取締役に定期的に報告させる。

5-2　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、当社の担当取締役から報告する。

5-3　子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1)事業年度ごとに、子会社の経営目標および予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。
（2)当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

5-4　子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1)当社の取締役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務して監督し、当社の取締役会、経営会議にて毎月の業務状況を報告・審議する。
（2)当社の内部統制の体制はほぼ同様の内容で子会社にも適用し、子会社の取締役等のための内部通報窓口を設置する。
（3)会計監査人および監査等委員会は、子会社の会計処理状況、法令・社内規則の順守状況等を監査する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務は業務監査室が補助する。

7．前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
業務監査室の使用人の異動、評価等は監査等委員の意見を尊重したものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。また、監査等委員会の職務を補助する際、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

8．監査等委員会の第6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の事務局が業務監査室である旨を規定し、実効性を確保している。

9．当社の監査等委員会への報告に関する体制
9-1　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制
（1)経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査等委員である取締役が出席する取締役会、経営会議にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を行う。
（2)主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査等委員会は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。
（3)取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に報告を行う。

9-2　子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
（1)子会社の取締役、監査役、使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。
（2)子会社の取締役、監査役、使用人は、法令等の違反行為を発見したときは、当社の担当取締役および監査等委員会に報告する。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1)監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に周知する。
（2)内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱を禁止する旨を規程に明記する。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。また、毎年、一定額の予算を設ける。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1)監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
（2)監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に関して、以下のとおり「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を制定し、社内イントラネットおよび当社ホームページに掲載して反社会的勢力排除に対する当社の基本的な考え方を社内外に明らかにしております。

「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」
当社は、反社会的勢力による被害防止のための基本方針を以下のとおり宣言します。
(1) 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。反社会的勢力による不当要求がなされた場合、民事上の責任を追及するとともに刑事事件として告発します。
(2) 当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を内部統制システムの基本方針に組み込むとともに「反社会的勢力による被害防止規程」を策定し、反社会的勢力に対して組織的に対応します。
(3)当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
(4) 当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
「反社会的勢力による被害防止規程」に基づき、主として以下の内容を規定し、運用しております。
(1) 反社会的勢力による不当要求に対して会社組織として対応する。
(2) 統括部署および不当要求防止責任者を設置し、その職務内容を明確化する。（例、反社会的勢力による被害を防止するため、情報を収集し、一元的に管理・集約する）。
(3) 平素から、外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
(4) 従業員研修を実施し、平時および有事の際の順守事項の周知徹底を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針
1. 基本方針の内容(概要)
当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。
しかし、総合プラントエンジニアリング会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、(1)90年にわたる豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、(2)わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名企業等を取引先とする顧客・営業基盤、(3)開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした、中長期的な視野を持った経営的な取組み、が必要不可欠であると考えております。当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益が害される可能性があります。
当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

2. 基本方針実現のための取組み
イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み(概要)
当社は、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の3事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内および海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強化を、引き続き、推進してまいります。
その基本方針につきましては、次の通り規定しております。
1) 当社の企業価値の源泉である開発・技術、顧客・営業、組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のあるエンジニアリングメーカーを目指す。
2) 当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さないOnly One企業を目指す。
この基本方針に基づく重点課題は、(a) 既存各営業品目に関し、営業活動および体制強化の推進、(b) 成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発、(c) 技術革新と独自商品開発、(d) コストダウンとミス・クレームの撲滅、(e) 品質、納期、安全の維持・向上であり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。
また、当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。そのための監督・監査機能として、社外取締役1名および社外監査役2名を選任し、すべての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して、同取引所に届け出ていること、取締役の経営責任を明確にするためその任期を1年としていること、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入していること等が挙げられます。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み(概要)
当社は、平成26年5月28日開催の当社取締役会において、1. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)として継続することを決議し、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。
本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたり、所定のルールに従うことを要請するとともに、かかるルールに従わない大規模買付行為が行われる場合や、かかるルールに従った場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。対抗措置の具体的内容としては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。
例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。
当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しないため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。
本対応方針の有効期間は、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会における決議の時から、当該定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

３．具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

２．イに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、２．イに記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、２．ロに記載した本対応方針も、２．ロに記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

１．適時開示に係る社内体制

適時開示事項については、総務部長、経理部長および各部署長が開示情報を集約し、管理部門長（情報取扱責任者）は当該情報を分析・検討後、社内手続を経た後、適時開示を指示します。

２．適時開示に係る手続

(1)法定事実に関する情報の場合…管理部門長は取締役会の決議を経た後、適時開示を指示します。
(2)発生事実に関する情報の場合…管理部門長は社長の決裁を経た後、適時開示を指示します。
(3)決算に関する情報の場合 …管理部門長は取締役会の承認を経た後、適時開示を指示します。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

